

保健第 110 号
令和 2 年 6 月 19 日

県立学校長
市町村（組合）教育委員会教育長 殿
（岡山市を除く。）

岡山県教育庁保健体育課長
（公印省略）

学校に対する布製マスクの配布（2枚目）について

このことについて、文部科学省から別添写しのとおり事務連絡があり、マスクの配布時期、余剰、不足、不具合品の取扱いについて示されていますので、適切に対応するようお願いいたします。

市町村（組合）教育委員会におかれましては、貴管内の学校（園）への周知をよろしく申し上げます。

【本件問合せ先】

岡山県教育庁保健体育課
健康・安全教育班

指導主事（主幹）井上典子

TEL：086-226-7591

FAX：086-226-3684



事務連絡
令和2年6月17日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課
各都道府県教育委員会専修学校主管課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校に対する布製マスクの配布（2枚目）について

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、布製マスクを児童生徒及び教職員へ一人当たり2枚配布することについては、4月10日付け事務連絡によりお知らせしているところですが、この度、2枚目のマスクを順次発送する準備が整いましたので、下記のとおりお知らせします。

また、2枚目の配送が終了した時点でのマスクの余剰・不足・不具合品の取扱いについて、併せてお知らせしますので、御理解・御協力のほどよろしくお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いいたします。

記

1 配布の時期について

令和2年6月17日～7月上旬にかけて順次配布します。

日本郵便の配送状況により、同一地域内においても、学校到着に時差が生じる場合がありますことを御承知ください。（4月～5月時点で各児童生徒・教職員に2枚行き渡る枚数を受領された学校に対しては、既に御連絡いただいているとおり、今回は配布しません。）

2 不足等について

- (1) 布製マスクが学校に届き次第、速やかに枚数を御確認ください。4月から今回配布する分までの合計数は、各学校単位で児童生徒及び教職員に2枚行き渡るだけの枚数を見積もらせていただいておりますが、それでもなお、不足が生じる場合は、次のいずれかにより御報告いただくようお願いします。
- (2) 今回配布するマスクについては検品体制を強化しておりますが、万が一不具合品が発見された場合は交換させていただきますので、不足分と同様に次のいずれかにより御報告いただくようお願いします。
- (3) 7月10日（金）までに学校に今回配布分を含めて布製マスクが届かない場合も、御報告いただくようお願いします。

① 報告用フォーム

不足の数のみの報告については、こちらを御利用ください。

URL：<https://pf.mext.go.jp/admission/formmasuku.html>

② 報告用メールアドレス

不足数の報告と追記事項がある場合

メールアドレス：masuku@mext.go.jp（受信専用）

③ コールセンター

専用電話番号（フリーダイヤル） 0120-603-100

※ 重複を避けるため、報告はいずれか一つの方法でお願いいたします。

3 余剰について

2枚目配布後、各児童生徒及び教職員に対して合計で2枚行き渡った上でさらに余剰がある場合には、報告の必要はありません。また、余剰分については、学校において適宜有効活用してください。（余剰枚数が多いと各学校において判断する場合には、教育委員会等と連携し、近隣の学校を含めて活用いただいても構いません。）

4 不具合品について

配布時に混入していました不具合品については、各学校において廃棄をお願いいたします。今回配布するマスクに不具合が発見された場合についても、当該マスクについては同様に廃棄をお願いします。

5 受領等の留意点

- (1) 特に大規模校等（概ね今回配布する枚数が400枚以上となる学校）については、今回の配布においても、4月28日付け事務連絡7（1）で御連絡したとおり、小口分別され、異時の複数受領となる可能性がありますので、1日で全数受領とならない場合があります。部分的に届いた場合は、一定期間（概ね3～4日程度）お待ちください。

それでもなお、残余分が届かない場合は、2 ①～③のいずれかにより御連絡くださるようお願いいたします。

- (2) マスクを受領した際は、必ず宛名の学校名を御確認ください。御校と異なる学校がラベルに記載されている場合は、2 ①～③のいずれかにより御連絡くださるようお願いいたします。

6 その他

マスクの着用や取扱い、衛生管理（洗い方）等については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.6.16 Ver.2）」に記載していますので、御参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課保健管理係

電話：03-5253-4111(内線2976)

MAIL：hoken@mext.go.jp